

令和元年12月11日

青森県教育委員会第851回定例会

期 日 令和元年12月11日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 報 告
 - 報告第1号 議案に対する意見について 1
- 3 議 案
 - 議案第1号 青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について ... 2
 - 議案第2号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正
する規則案について 3
- 4 その他
 - 職員の懲戒処分の状況について 6
- 5 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 令和元年度青森県一般会計補正予算（第 2 号）案（教育委員会所管分）
- 2 和解の件（交通事故に係る損害賠償）
- 3 公の施設の指定管理者の指定の件（青森県総合運動公園及び新青森県総合運動公園）
- 4 公の施設の指定管理者の指定の件（青森県営スケート場）
- 5 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 7 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案

議案第 1 号

青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について

青森県いじめ防止対策審議会委員の人事を次のとおり行う。

高 谷 裕 実 子

青森県いじめ防止対策審議会委員を免ずる

田 中 恵 美

青森県いじめ防止対策審議会委員を委嘱する

任期は令和元年12月12日から令和2年7月29日までとする

令和元年12月11日

青森県教育委員会

議案第 2 号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を 改正する規則案について

1 提案理由

教育職員免許法の一部改正に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

2 概要

教育職員免許法の一部改正により、成年被後見人又は被保佐人には免許状を授与しないとする規定が削除され、令和元年12月14日から施行されることに伴い、当該規定を引用している様式を改正するもの。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和元年12月14日

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第九号様式中「第7号」を「第6号」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 教育職員免許法第5条第1項

三 禁錮以上の刑に処せられた者

四 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

五 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

改 正 後	改 正 前
<p>第9号様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青森県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。</p> <p><u>備考 教育職員免許法第5条第1項</u></p> <p><u>三 禁錮以上の刑に処せられた者</u></p> <p><u>四 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</u></p> <p><u>五 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</u></p> <p><u>六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</u></p> <p>注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。</p> <p>2 提出する者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	<p>第9号様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青森県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。</p> <p><u>備考 教育職員免許法第5条第1項</u></p> <p><u>3 成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>4 禁錮以上の刑に処せられた者</u></p> <p><u>5 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</u></p> <p><u>6 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</u></p> <p><u>7 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</u></p> <p>注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。</p> <p>2 提出する者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和元年12月（11月1日～11月30日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 東青地域青森市の中学校 事務職員（20歳 女性）
- ②事件の概要等 交通法規違反
(最高速度30km/h以上50km/h未満の速度超過)
- ・ 令和元年6月18日（火）午後4時27分頃
 - ・ 青森市内の県道
 - ・ 最高速度40km/hのところ、70km/hで走行
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 令和元年11月19日

参 考 資 料

第 8 5 1 回定例会（令和元年 1 2 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について P 1 ~ P 7
- 議案第 1 号
青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について P 8 ~ P 10

令和元年度11月補正予算の概要について（教育委員会所管分）

11月補正予算額	△706,609千円
現計予算額	129,105,352千円
補正後の予算額	128,398,743千円

◎計上の主なもの

職員等人件費 **△706,609千円**

人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費及び人事異動等による給与費の精査による補正。

区 分	補正予算額	左 の 内 訳	
		給与改定	その他精査
事 務 局 等 分	△103,522	11,212	△114,734
学 校 分	△603,087	352,081	△955,168
小 学 校 費	△426,310	142,708	△569,018
中 学 校 費	△331,544	89,307	△420,851
高等学校総務費	290,008	84,909	205,099
特別支援学校費	△135,241	35,157	△170,398
計	△706,609	363,293	△1,069,902

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 概要

1 概 要

知事等の期末手当について、県の一般職及び国の特別職の取扱いを踏まえ、支給割合を改めるものである。

2 改定内容

年 度	支 給 月 数		
	6 月 期	1 2 月 期	年 間
R 元 改定前	1. 6 0	1. 6 0	3. 2 0
R 元 改定後	1. 6 0	1. 6 5 (+0.05)	3. 2 5 (+0.05)
R 2	1. 6 2 5 (+0.025)	1. 6 2 5 (+0.025)	3. 2 5 (+0.05)

3 改定の考え方

知事等の期末手当の支給割合は、国の特別職の期末手当の取扱いを踏まえ、県の一般職の期末・勤勉手当の支給割合に対する比率を国と同様に維持するように改定しており、今回も同様とする。また、令和2年度以降は期別支給割合が同じになるよう引上げ分を均等割するものである。

4 施行期日

公布の日。ただし、令和2年6月期以降の支給割合に係る部分は令和2年4月1日施行。

<参考1> 国の特別職の支給割合

年 度	支 給 月 数		
	6 月 期	1 2 月 期	年 間
R 元改定前	1. 675	1. 675	3. 35
R 元改定後	1. 675	1. 725 (+0.05)	3. 40(+0.05)
R 2	1. 700 (+0.025)	1. 700 (+0.025)	3. 40(+0.05)

(国の一般職
勤勉手当の引上げ
一般の職員 0.05 月、指定職職員 0.05 月)

<参考2> 本県の一般職の支給割合

年 度	支 給 月 数								
	6 月 期			1 2 月 期			年 間		
	期 末	勤 勉	計	期 末	勤 勉	計	期 末	勤 勉	計
R 元改定前	1. 250	0. 875	2. 125	1. 250	0. 875	2. 125	2. 50	1. 75	4. 25
R 元改定後	1. 250	0. 875	2. 125	1. 250	0. 925 (+0.05)	2. 175 (+0.05)	2. 50	1. 80 (+0.05)	4. 30 (+0.05)
R 2	1. 250	0. 900 (+0.025)	2. 150 (+0.025)	1. 250	0. 900 (+0.025)	2. 150 (+0.025)	2. 50	1. 80 (+0.05)	4. 30 (+0.05)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 概要

1 概 要

令和元年10月7日付けの人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額等を改定し、並びに地方公務員法の改正に伴う所要の整理を行うものである。

2 改定内容

(1) 人事委員会勧告及び報告に伴う改正

＜公布日施行（一部遡及適用）＞

ア 職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の一部改正

区 分	改 正 内 容
(ア) 給料月額 (別表第1～第6)	初任給及び若年層の給料月額を引上げ。 (行政職：大卒程度に係る初任給を1,500円、高卒程度に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定。)
(イ) 勤勉手当 (第19条の4)	年間の支給割合を0.05月分引上げ。

イ 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

区 分	改 正 内 容
(ア) 給料月額 (第5条)	第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の給料月額を一部引上げ。(1,000円)
(イ) 期末手当 (第6条)	年間の支給割合を0.05月分引上げ。

※ 現在、任期付研究員はいない。

ウ 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

区 分	改 正 内 容
(ア) 給料月額 (第4条)	特定任期付職員の給料月額を一部引上げ。 (1,000円)
(イ) 期末手当 (第5条)	年間の支給割合を0.05月分引上げ。

※ 現在、任期付職員は知事部局に17名いるが、特定任期付職員ではないため、職員の給与に関する条例の給料表を適用している。

<令和2年4月1日施行>

エ 勤務1時間当たりの給与額

- ・時間外勤務手当等の算定に用いる勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、近年、見直しを行っている道県があることを踏まえ、算出方法を見直す。

◇現 行

【勤務時間1時間当たりの給与額】（第17条）

$$\frac{\text{給料月額} + \text{次の①～⑨に掲げる給与の月額} \times 12}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52 - \text{人事委員会規則で定める時間} (\ast)}$$

※年度における休日等の日数により変動
R1は170.5時間

- ①地域手当
- ②特勤手当等
- ③へき地手当等
- ④初任給調整手当
- ⑤義務教育等教員特別手当
- ⑥産業教育手当
- ⑦定時制通信教育手当
- ⑧農林漁業普及指導手当
- ⑨特殊勤務手当（人事委員会規則で定めるものに限る。）

◆見直し後

勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に寒冷地手当を含める。
（給料月額に、上記①～⑨のほか寒冷地手当を加える）

(2) 地方公務員法の一部改正に伴う所要の整理

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が令和元年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものである。

ア 地方公務員法の一部改正の内容

- (ア) 成年被後見人等は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができないとする規定を削除したこと（改正地公法第16条関係）。
- (イ) 職員は、成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除したこと（改正地公法第28条第4項関係）。
- (ウ) その他所要の規定を整理したこと。

イ 職員の給与に関する条例の一部改正

- (ア) 第19条第1項、第19条の4第1項、第21条第5項
「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。
- (イ) 第19条第4項、第19条の4第2項第1号
「、若しくは失職し」を削る。
- (ウ) 第19条の2第2号
「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。
- (エ) 第21条第4項
その他所要の整理
- (オ) 施行日
令和元年12月14日（改正地方公務員法の施行日と同日）

(3) 附則関係

ア 施行期日

- (ア) 公布の日から施行し、給料月額の改正については、平成31年4月1日から適用する。
- (イ) 勤勉手当の支給割合の引上げについては、令和元年12月期から適用する。
- (ウ) 令和2年6月期以降の勤勉手当の支給割合及び勤務1時間当たりの給与額に係る部分については、令和2年4月1日施行とする。
- (エ) 地方公務員法の改正に伴う所要の整理に係る部分については、令和元年12月14日施行とする。

イ 平成31年4月1日以前の異動者の号給の調整

平成31年4月1日までに職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

ウ 給与の内払

改正後の給与条例等を適用する場合においては、改正前の給与条例等に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例等による給与の内払とみなす。

エ 職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置

旧地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、改正後の給与条例等の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

オ 人事委員会規則への委任

上記に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案 概要

1 概 要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が令和元年 6 月 14 日に公布され、同法の中で地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部が改正されたことに伴い、職員等の旅費に関する条例について所要の整理を行うものである。

2 改正内容

(1) 地方公務員法の一部改正に伴うもの

第 3 条第 3 項中「第 16 条第 2 号から第 5 号まで」を「第 16 条各号」に改める。

(2) その他所要の整理

① 第 3 条第 2 項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「対し」を「対し、」に改める。

② 第 3 条第 3 項中「場合には」を「ときは」に改める。

3 施行期日

令和元年 12 月 14 日（改正地方公務員法の施行日と同日）

4 参考

(1) 地方公務員法の一部改正の内容

① 成年被後見人等は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができないとする規定を削除したこと（改正地公法第 16 条関係）。

② 職員は、成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除したこと（改正地公法第 28 条第 4 項関係）。

③ その他所要の規定を整理したこと。

(2) 職員等の旅費に関する条例（第 3 条）において、地方公務員法第 16 条第 1 号に該当する場合を規定していない理由

本条は第 2 項第 1 号（内国旅行中に退職等となった者の旅費）及び同項第 4 号（外国在勤地で又は外国旅行中に退職等となった者の旅費）の規定による旅費の支給制限に関する規定である。旅行中に退職となった者は、退職の日の翌日からは職務を行わないのであるから、これらの者に旅費を支給することは特別の措置によって行うほかないわけである。したがって、その退職等の事由が本人の有責事由に該当する場合は、旅費を支給しないのは当然である。（「旅費法詳解」（第 8 次改訂版）（学陽書房））

よって、本人の有責事由に該当しない成年被後見人及び被保佐人については、本条から除外している。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案 概要

1 概 要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が令和元年 6 月 14 日に公布され、同法の中で地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部が改正されたことに伴い、職員の退職手当に関する条例について所要の整理を行うものである。

2 改正内容

- (1) 第 12 条第 1 項第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）」を削る。
- (2) 附則第 41 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

3 施行期日

令和元年 12 月 14 日（改正地方公務員法の施行日と同日）

4 参考

(1) 地方公務員法の一部改正の内容

- ① 成年被後見人等は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができないとする規定を削除したこと（改正地公法第 16 条関係）。
- ② 職員は、成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除したこと（改正地公法第 28 条第 4 項関係）。
- ③ その他所要の規定を整理したこと。

(2) 職員の退職手当に関する条例（第 12 条）において、地方公務員法第 16 条第 1 号に該当する場合を除外している理由

地方公務員法第 16 条第 1 号に規定する成年被後見人又は被保佐人について、本条の支給制限から除外しているのは、これらの者となることは本来的に本人の責めによるものではないのであるから当然のこととされている。（「公務員の退職手当法詳解」第 5 次改訂版（学陽書房））

青森県いじめ防止対策審議会 委員一覧表

【青森県いじめ防止対策審議会委員】

第 1 期の委員委嘱は平成 2 6 年 7 月 3 0 日～平成 2 8 年 7 月 2 9 日

第 2 期の委員委嘱は平成 2 8 年 7 月 3 0 日～平成 3 0 年 7 月 2 9 日

第 3 期の委員委嘱は平成 3 0 年 7 月 3 0 日～令和 2 年 7 月 2 9 日

氏 名	所 属 等
沼田 徹	沼田法律事務所（弁護士）
田中 治	青森県立精神保健福祉センター所長（精神科医）
内海 隆	青森公立大学特別教授（大学教授）
関谷 道夫	青森県公認心理師・臨床心理士協会会長（臨床心理士）
鳴海 春輝	青森県社会福祉士会会長（社会福祉士）
高谷 裕実子	青森県高等学校 P T A 連合会（保護者）

【補欠委員案】

田中 恵美	青森県高等学校 P T A 連合会（保護者）
-------	------------------------

※委嘱期間は「令和 2 年 7 月 2 9 日」まで

青森県いじめ防止対策審議会条例

平成二十六年七月七日

青森県条例第六十九号

青森県いじめ防止対策審議会条例をここに公布する。

青森県いじめ防止対策審議会条例

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第十四条第三項の規定に基づき、教育委員会に青森県いじめ防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、県立学校におけるいじめ防止対策推進法第一条に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項、同法第二十八条第一項の規定による調査に関する事項その他同法第二条第一項に規定するいじめに関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員六人以内をもって組織し、その委員は、法律、医療、教育、心理、福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第四条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略